

板橋区基幹相談支援センター事業実施要領

(平成 28 年 3 月 23 日福祉部長決定)

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 77 条の 2 及び東京都板橋区立障がい者福祉センター条例(昭和 61 年東京都板橋区条例第 17 号)第 2 条第 5 号の規定に基づき、相談支援の中核的な役割を担う機関として、板橋区基幹相談支援センター(以下「センター」という。)を東京都板橋区立障がい者福祉センター(以下「障がい者福祉センター」という。)に設置する。

(事業運営)

第 2 条 本事業の運営は、板橋区長(以下「区長」という。)から指定管理者として障がい者福祉センターを運営する社会福祉法人に委託するものとする。

(事業内容)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 相談支援事業者への専門的指導・助言
 - ・支援助成を依頼された困難事例等に対する助言、同行訪問及び関係機関との調整
- (2) 相談支援専門員の育成支援
 - ・研修会及び事例検討会の開催等による、相談支援専門員等への支援
- (3) 計画相談支援・障害児相談支援の推進
 - ・サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成に係る助言及び指導並びに計画の検証
- (4) 地域の相談支援機関・関係機関との連携強化
 - ・相談支援事業者の事務連絡会の開催等による、相談支援事業者ネットワークの構築
 - ・障がい福祉サービス及び保健福祉サービス等に関する情報の収集及び提供
 - ・板橋区地域自立支援協議会への参加及び相談支援部会の企画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(事業の実施方針)

第 4 条 センターは、関係法令等を遵守して本事業を実施しなければならない。

(開所)

第 5 条 センターは、次の各号に掲げる休業日を除く日の午前 9 時から午後 5 時の間、開所するものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

（職員の配置）

第6条 センターは、「東京都板橋区立障がい者福祉センター管理運営に関する年度協定書」第5条に規定する職員を配置するものとする。

- 2 本事業の実施に支障のない限り、センターの職員は、当該センターに併設する指定特定支援事業所の相談支援専門員又は管理者等と兼務することができる。

（苦情解決及び虐待の防止）

第7条 センターは、本事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応し、及び利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（事業計画書の提出）

第8条 センターは、年度ごとに事業計画書を区長に提出するものとする。

（事業実施状況の報告）

第9条 センターは、各月ごとの事業の実施状況を翌月15日までに区長に報告するものとする。

- 2 センターは、年度の事業の実施状況を、翌年度の4月30日までに区長に報告するものとする。

付 則

（施行期日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。ただし、開設準備、その他この事業を実施するために必要な準備行為は、この要領の施行日前においても行うことができる。